

許可申請書添付図書及び参考資料作成要領

福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課

建築基準法第48条ただし書の規定により許可を申請しようとする者は、許可申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書及び特定行政庁が必要と認める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。

1. 許可申請書

建築基準法施行規則第10条の4の規定による〔第43号様式〕の許可申請書正本、副本各1通提出。

2. 建築申請同意資料提出書〔消防同意書〕

福岡市建築物同意等事務取扱規定による（様式第1号）の建築申請同意資料提出書〔消防同意書〕に許可申請書の第二面、第三面を副本に添付し提出。

3. 添付図書

図書の種類	明示すべき事項																		
申請理由書	建築の必要性、場所の選定理由等を詳細に記入すること。																		
近隣説明報告等	近隣説明報告（別紙5）、 町内会長等説明報告（別紙6） 関係課協議報告（別紙7） の写しを添付すること。 なお、福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例の規定に基づく説明を行った場合はその報告書を添付してください。																		
付近見取図 (都市計画決定概要図)	方位、道路及び目標となる地物が入った航空写真地図に用途地域毎に色分けし、用途地域名、建ぺい率、容積率、高度地区、その他地域地区名を記入すること。（都市計画決定概要図でも可）																		
付近建築物現況図	方位、道路及び目標となる地物が入った航空写真地図に敷地外周より約150m範囲の現況について、下表の判例に従い着色し色別すること。 色別凡例 <table border="1" data-bbox="582 1691 1332 2027"> <thead> <tr> <th>用 途</th> <th>色 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請地</td> <td>赤色</td> </tr> <tr> <td>住宅</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>店舗・事務所</td> <td>だいたい色</td> </tr> <tr> <td>工場・倉庫</td> <td>青色</td> </tr> <tr> <td>旅館・ホテル・料理店</td> <td>紫色</td> </tr> <tr> <td>官公庁・学校・神社・寺院</td> <td>黄緑色</td> </tr> <tr> <td>病院・診療所</td> <td>緑色</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>茶色</td> </tr> </tbody> </table>	用 途	色 別	申請地	赤色	住宅	黄色	店舗・事務所	だいたい色	工場・倉庫	青色	旅館・ホテル・料理店	紫色	官公庁・学校・神社・寺院	黄緑色	病院・診療所	緑色	駐車場	茶色
用 途	色 別																		
申請地	赤色																		
住宅	黄色																		
店舗・事務所	だいたい色																		
工場・倉庫	青色																		
旅館・ホテル・料理店	紫色																		
官公庁・学校・神社・寺院	黄緑色																		
病院・診療所	緑色																		
駐車場	茶色																		

配置図	縮尺，方位，敷地境界線，敷地内における建築物の位置，申請に係る建築物と他の建築物との別，擁壁，井戸及び尿尿浄化槽，污水处理施設（油分離槽等）の位置，土地の高低，建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置及び幅員。 敷地境界線を赤色とすること。
各階平面図	縮尺，方位，間取，各室の用途，開口部及び防火戸の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁の構造。 工場にあっては作業場の部分を着色（又は囲み），機械設備の位置及び生産施設の位置を明示すること。
4面の立面図	縮尺，開口部の位置並びに延焼の恐れのある部分の外壁及び軒裏の構造。
主要矩計図	縮尺，床の高さ，天井の高さ，軒及び庇の出，軒の高さ，最高高さ，床並びに壁及び天井の仕上げ材料を記入すること。
日影図	縮尺，方位，敷地の緯度・経度，真北を測定した日時，測定方法，作図方法，敷地境界線，敷地内における建築物の位置，建築物の各部分の平均地盤面からの高さ，敷地境界線からの水平距離5m及び10mの線，建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びにその間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線（色分けすること）を記入すること。
その他参考資料	敷地に係る書類（字図等），自動車整備工場等…污水处理施設（油分離槽等）図，騒音，水質等についての報告書その他

4．公聴会，建築審査会の作成資料について

次の図面をA3の同一サイズにて製本（ページ数を記載）し，下記の部数を提出すること。

- ・公聴会用 建築指導課用3部＋申請者側出席者数＋公聴会出席者数（平均10部程度）
- ・建築審査会用 15部

- 0．表紙（建築物名称，申請者（建築主）を記載すること）
- 1．付近見取り図
- 2．付近建築物現況図
- 3．配置図
- 4．各階平面図
- 5．4面の立面図
- 6．主要矩計図
- 7．日影図
- 8．その他参考資料

